



令和8年度 (2026年度) あんじょうしげいとものうきいちらんひょう **安城市税等納期一覧表**

月	8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9年 1月	2月	3月
<small>のうきげん 納期限・ せいもくとう 税目等</small> 振り替日	4/30 (木)	6/1 (月)	6/30 (火)	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	12/28 (月)	2/1 (月)	3/1 (月)	3/31 (水)
市民税・県民税 ・森林環境税 (普通徴収)			1期 (全期前納)		2期		3期			4期		
固定資産税 ・都市計画税	1期 (全期前納)			2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者 医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
安城土地 改良区費					全期							
下水道事業 受益者負担金						1期						2期
水道料金 下水道使用料	北 4月 検針分		6月 検針分		8月 検針分		10月 検針分		12月 検針分		2月 検針分	
	南 5月 検針分			7月 検針分		9月 検針分		11月 検針分		1月 検針分		3月 検針分
★北… J R 東海道本線以北 (二本木町・緑町を含む) ★南… J R 東海道本線以南 (二本木町・緑町を除く)												

- ★保育料、児童クラブ育成料、市営住宅家賃は毎月納期です。
 - ★市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)は毎月10日納期です。
- ただし、10日が休日(土日祝日)の場合、納期限は翌平日となります。

◎納付書による納付について

- ・納入場所については納付書もしくは納税通知書(納入通知書)でご確認ください。
- ・コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、クレジットカードによる納付は、納期限までご利用いただけます。
- ・クレジットカードによる納付は、市税(市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収))のみとなります。
- ・安城土地改良区費は金融機関窓口のみとなります。
- ・納付時は、領収証書、コンビニエンスストア発行のレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。納付の確認には2週間ほどかかり、納付後に督促状や催告書などが届く場合がありますが、行き違いですのでご容赦ください。
- ・納付書の再発行を希望される場合は、裏面の担当課までご連絡ください。

よく見えるところに貼ってください



納付は便利な口座振替で

- 取扱金融機関は、市内に本・支店のある金融機関、郵便局、西三河農協、あいち三河農協、あいち豊田農協です。
- 納期限（振替日）の前日までに、通帳の残高をご確認ください。
振替の結果は通帳への記帳にてご確認ください。
- 口座振替 Web 申込サービスもご利用いただけます。
(口座振替 Web 申込サービスは三菱 UFJ 銀行の取り扱いがありません)
- 上記金融機関、郵便局または下記担当課の窓口でもお申し込みいただけます。振替希望の口座内容がわかるもの(通帳、キャッシュカード)、口座お届け印をお持ちになり、口座振替依頼書をご記入ください。
- Web、窓口でのお手続きが難しい人は、下記担当課までご連絡いただければ口座振替依頼書をお送りいたします。
- 後期高齢者医療保険料は、原則年金天引きでの納付となりますので、継続して口座振替を希望される場合は、別途申出書が必要です。
- 介護保険料は、原則年金天引きでの納付となり、口座振替依頼書の提出があった人については、年金天引き開始前までの保険料について口座振替となります。

Web申込について
詳しくはこちら→



市税を滞納されますと

- 延滞金は法律で定められており、納期限までに納付できない場合は、延滞金が加算されるとともに、財産差押など滞納処分を受けることにもなります。ご負担も増えることとなりますので、納期限までに必ず納めてください。

市税が過誤納(二重払いなど)になったら

- 滞納となっている税金がない場合、その税目に口座振替の登録がある場合は、登録口座へ振り込みます。振り込みされるまでの期間の目安は1か月ほどです。
- 登録口座がない場合は「還付請求書」を納税義務者へ郵送しますので、還付希望口座等を記入してご返送ください。返送後、1か月ほどでご指定の口座へ振り込みます。
- 市税を二重に支払うなど過誤納となった場合、納期限が過ぎて滞納となっている税金がある場合は、その税金に充当(入金)させていただきます。

○市税の納付・納付書の再発行・口座振替についてのお問い合わせ

納税課	TEL71-2216、2217
安城市収納コールセンター	TEL71-2288

○市税の課税・減免・免除についてのお問い合わせ

市民税・県民税・森林環境税	市民税課市民税係	TEL71-2214
固定資産税・都市計画税	資産税課	TEL71-2215、2256
軽自動車税	市民税課軽自動車税係	TEL71-2213
国民健康保険税	国保年金課国保係	TEL71-2230

○料金についてのお問い合わせ

後期高齢者医療保険料	国保年金課医療係	TEL71-2232
	安城市収納コールセンター	TEL71-2288
介護保険料	高齢福祉課介護給付係	TEL71-2226
	安城市収納コールセンター	TEL71-2288
安城土地改良区費	農地整備課管理係	TEL71-2236
水道料金、下水道使用料	水道お客様窓口	TEL71-2249
下水道事業受益者負担金	下水道課経営係	TEL71-2247
保育料	保育課入園係	TEL71-2228
児童クラブ育成料	こども課児童クラブ係	TEL72-2319
市営住宅家賃	建築課市営住宅係	TEL71-2240



*各担当課の電話番号は
直通です。

*直通電話が繋がらない場合は 安城市役所 TEL0566-76-1111(代表)へ
〒446-8501 安城市桜町18番23号 FAX 0566-76-1112